

大津市では、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等により、住宅の退去を余儀なくされている方を支援するため、市営住宅の提供を実施します。

1 提供する住宅

全11戸

2 対象者

大津市内に住所または離職前の勤務地を有する方で、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇もしくは雇止めにより住宅の退去を余儀なくされた方。

3 入居期間

入居日から6か月以内。最長1年まで更新が可能です。

4 使用料

市営住宅の入居者の家賃に相当する額。

5 申込みの受付

空き状況や申込書類については、下記の「大津市営住宅管理センター」までお問い合わせください。

お問い合わせ先

[大津市営住宅管理センター](#)

所在：大津市末広町1番1号 日本生命大津ビル2階

電話：077-548-8951

営業時間：8時40分～17時40分

月曜～土曜（日曜、祝日、年末年始は休み）

6 申込開始

令和2年5月12日（火曜）から受付開始。

7 その他

1. 部屋には、ガスコンロ、カーテン、給湯器、冷暖房等の設備は備付けはありませんので、必要に応じて各自で設置していただくことになります。
2. 家賃のほかに、光熱水費や共同部分の共益費は自己負担となります。